

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

準備書面

平成26年3月3日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦 昭



第1. 原告の第2準備書面(平成26年1月28日付)に対して。

1. 「肝心の計算根拠の詳細を定める乙19号証の4の3の1『中途解約 返金事務処理規定』は、消費者に交付される書類ではない。そのため、消費者には各段階での解約返戻金が予測できない。」と主張しているが、そんなことはない。詳論すると、以下のとおりである。

(1) 「サービスコースのご案内」(乙19の1)によると、「中途解約される場合」と明示したうえで、

- 1. サービスコースの料金設定は卒業をもって成立し、中途解約される場合、「割引の適用」はありません。
- 2. 返金の料金精算については、教習料金から「入校申込金・割引料金・教習実施分」のほか、「仮免受験・検定受験時はその手数料」および「教習教材等の売買相当額」を差し引きして返金いたします。

と明確に表現されている。

また、入校される際に、被告の担当者から、返金事務処理規定(乙19の

4の3の1乃至6)を提示しながら、口頭での説明をしている。従って、「解約返戻金が予測できない」ということはない。

(2)「AT安心コースのご案内」(乙19の2)についても、「中途解約される場合」と明示したうえで、

1. AT安心コースの料金設定は卒業をもって成立し、中途解約される場合、「割引の適用」はありません。
2. 設定補修回数を未消化の方は、未消化の補修料金の全額(1回につき4,800円)を返金いたします。
3. 返金の料金精算については、上記2に教習料金を加え、「入校申込金・割引料金・教習実施分」のほか、「仮免受験・検定受験時はその手数料」および「教習教材等の売買相当額」を差し引きして返金いたします。

と明確に表現されている。

また、入校される際に、被告の担当者から、返金事務処理規程(乙19の4の3の1乃至6)を提示しながら、口頭で説明している。従って、「解約返戻金が予測できない」ということはない。

(3)「23才まで限定コースのご案内」(乙19の3)についても、「中途解約される場合」と明示したうえで、

1. 23才まで限定コースの料金設定は卒業をもって成立し、中途解約される場合、「割引の適用」はありません。
2. 設定補修回数を未消化の方は、未消化の補修料金の全額(1回につき4,800円)を返金いたします。
3. 返金の料金精算については、上記2に教習料金を加え、「入校申込金・割引料金・教習実施分」のほか、「仮免受験・検定受験時はその手数料」および「教習教材等の売買相当額」を差し引きして返金いたします。

と明確に表現されている。

また、入校に際し、被告の担当者が、返金事務処理規程（乙19の4の3の1乃至6）を提示しながら、口頭で説明している。従って、「解約返戻金が予測できない」ということはない。

(4)「特約コースのご案内」（乙19の4の1および2）についても、「中途解約される場合」と明示したうえで、

- ~~~~~
1. 特約コースの料金設定は卒業をもって成立し、中途解約される場合、「割引の適用」はありません。
 2. 技能教習実施分については、「早稲田自動車学園 中途解約 事務処理規定」により算出します。
 3. 返金の料金精算については、教習料金から「入校申込金・割引料金・上記2を加えた教習実施分」のほか、「仮免受験・検定受験時はその手数料」および「教習教材等の売買相当額」を差し引きして返金いたします。
- ~~~~~

と明確に表現されている。そして、特約コースについては、Aコース、Bコース、Cコース、Sコースと4種類あるうえ、オプション（23才まで限定コース、AT安心コース）も選択でつけることができるので説明も複雑になる。そのため、入校に際し、被告の担当者が返金事務処理規定（乙19の4の3の1乃至6）を提示しながら、特に、特約コースの中途解約については、「特約コースについて」（乙19の4の3の4）および「払戻金計算表(MT) + (AT)」（乙19の4の3の5および6）を提示して、口頭で詳しく説明している。従って、「解約返戻金が予測できない」ということはない。

2. 「被告ウェブサイトの改善」（第1の2の(1)）について。

藤井寺自動車教習所がウェブサイトに返戻規定を掲げているとのことであるが、これは、同教習所が自主的にやっているわけであって、被告が「同教習所に見習ってやらなければならない」との根拠はない。

被告については、「全指連の方針と指導に沿って動く」という姿勢でいるの

で、ウェブサイト中途解約の定めを明記することまで「強制される」いわれはない。

ちなみに、藤井寺自動車教習所のウェブサイトの例は、例外中の例外である。（原告では、広島その他の地域の教習所では、藤井寺自動車教習所のようなウェブサイトの例は見つからなかった、ということ逆を裏付けている。）

第2. 和解について。

1. 被告としては、全指連の方針と指導に従って対処・改善していくことにしている。全指連のガイドラインにも、現時点ではウェブサイトのことまで言及していない（乙18）。
2. 被告としては、全指連の方針および指導に従って対処・改善していて、とくに違法な点はなく、本訴訟については、遺憾なことであると考えている。

よって、和解は困難であり、原告による本訴取下げによる終了を求める。

以上